

令和5年6月

コロナ禍における健康運動指導士又は健康運動実践指導者の 登録更新に係る特別措置の終了について(お知らせ)

令和2年7月から実施しておりました「コロナ禍における健康運動指導士又は、健康運動実践指導者の登録更新に係る特別措置」は、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが「5類感染症」に移行したことから、令和8年4月1日以降に有効期限を迎える健康運動指導士・健康運動実践指導者の方より登録更新に必要な履修単位数は従来どおり(下記参照)に戻りますのでお知らせします。

記

【健康運動指導士】

講義単位と実習単位を合計して20単位以上(但し実習5単位以上及び更新必修講座の受講が必要)

【健康運動実践指導者】

講義単位と実習単位を合計して10単位以上(但し実習5単位以上の受講が必要)

なお、従来の講習会方式での認定講習会に加え、eラーニング方式での講座については、令和8年4月以降も継続して実施する予定です。

【本件問い合わせ先】

公益財団法人 健康・体力づくり事業財団
指導者支援部

〒105-0021 東京都港区東新橋2-6-10
大東京ビル7階

TEL : 03-6430-9115 FAX : 03-6430-9215

Mail: mailbox-shidousya@health-net.or.jp